

共同防災規程作成指針及び概説（大容量泡放射システムを備え付けるために設置した共同防災組織の場合）

共同防災規程作成指針

第1章 総則

1 目的

石油コンビナート等災害防止法（以下「法」という。）第19条第2項の規定に基づき、別表で定める事業所（以下「構成事業所」という。）で構成される共同の防災組織（以下「共同防災組織」という。）が行うべき業務について、必要な事項を定め、構成事業所における災害の発生並びに拡大の防止及び共同防災組織の効率的運用を図ることを目的とすること。

2 用語の定義

法、消防法、高圧ガス保安法等及び共同防災組織が制定した規程、規則等において使用する用語の例によるほか、必要に応じて定めること。

3 適用範囲

この規程は、構成事業所の施設及びその全域について適用されることを明記するとともに、共同防災に関する構成事業所間の契約に関連する事項も併せて明記すること。

4 遵守義務

構成事業所の防災管理者、副防災管理者（第1種事業所に限る。以下同じ。）、構成事業所の従業員より選出された防災要員（以下「共同防災要員」という。）及び共同防災要員を補助する要員は、この規程を遵守するとともに、構成事業所に勤務する者、出入りする関係者等にも周知させるよう定めること。

5 他規程との関係

この規程は、構成事業所の防災規程との整合を図ること。

6 細則への委任

この規程の実施に関して、必要な細則を定め委任することができること。

7 規程の改廃等

この規程及びこれに基づく準用規定並びに細則の制定及び改廃を行うときは、各構成事業所の実態に応じて参画者を定めること。

共同防災規程作成指針の概説

第1章 総則

1 目的

特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務について、その基準を定めておくことにより、平常時においては防災資機材に係る防災教育・訓練、日常点検や整備等の業務、また災害が発生した場合に被害を最小限に止めるために必要な緊急措置を定めておくことにより、共同防災組織が行うべき業務を的確に実施することができるようにしておくためである。

2 用語の定義

法、消防法、高圧ガス保安法、電気事業法、ガス事業法並びに事業所が制定した規程、規則等において使用する用語の例によるほか、必要に応じて定めることができる。

3 適用範囲

共同防災組織は、構成事業所が一体となって活動することで、その効果が期待されることとなる。また、共同防災要員が構成事業所内での活動を行うことから、共同防災に関する契約事項も併せて明記するものである。

4 遵守義務

規程適用の人的対象は、主として構成事業所の防災管理者、副防災管理者（第1種事業所に限る。以下同じ。）、共同防災要員及び共同防災要員を補助する要員であるが、構成事業所内の災害に対して一体的に活動する必要があるため、構成事業所内に勤務する者及び出入りする関係者等すべてに対しても周知させるよう努めるものとする。

5 他規程との関係

この規程は共同防災組織に関するものであるので、構成事業所における防災規程との調整を図り、相互に齟齬のないよう注意する必要がある。

6 細則への委任

本規程の実施にあたり具体的計画等が必要な場合、細則を定めて実施要領等を明確にするものとする。

7 規程の改廃等

共同防災規程は、事業所の実態及び社会情勢等を踏まえて見直しをすることが必要である。適用範囲が構成事業所全般に及ぶこと等、その性格上、関係者の意見を尊重する必要があると考えられる。このことから、規程の改廃のみならず、実務上必要となる準用規定並びに細則についても改正等に当たって参画すべき者を予め定め、実施の円滑と実行を期そうとするものである。

なお、具体的作成に当たっては、各構成事業所の実態に応じて参画者を定めることが適当である。

共同防災規程作成指針

第2章 共同防災組織

- 1 共同防災組織の組織等
 - (1) 共同防災組織の名称
共同防災組織の名称を定めること。
 - (2) 共同防災組織本部の位置
共同防災組織を代表する事業者、事業所（以下「代表事業所」という。）の本部の位置、場所等を定めること。
 - (3) 共同防災組織の編成
共同防災要員及び共同防災要員を補助する要員で構成し、組織図、編成表等により組織の機能を明確にすること。
 - (4) 各構成事業所の自衛防災組織等との関係
各構成事業所の自衛防災組織及び従来（既存）の共同防災組織との関係を明確にすること。
 - (5) 共同防災組織の指揮命令
共同防災組織が構成事業所において行う防災活動に対する、指揮命令系統を定めること。
- 2 防災資機材等及び共同防災要員等の配置
 - (1) 防災資機材等
防災資機材等は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に使用できる場所に保管配備するとともに、配置図等で明示すること。
 - (2) 共同防災要員
共同防災要員は、非常時に直ちに有効な防災活動が実施できる者を配置できるよう定めること。
 - (3) 共同防災要員を補助する要員
共同防災要員で迅速かつ的確に移動及び設定を行うことが困難な場合は、共同防災要員を補助する要員を配置できるよう定めること。
- 3 共同防災組織の業務の外部委託
共同防災組織の業務の一部を外部委託する場合、次のことを明確にすること。
 - (1) 業務委託先の氏名及び住所に関すること（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 委託業務内容に関すること
 - ① 委託業務の具体的な内容
 - ② 共同防災組織と委託を受けて共同防災組織の業務に従事する者（以下「受託者」という。）の関係および連携要領
 - ③ 受託者の業務の実施要領
 - ア 平常時の場合
 - イ 災害発生時の場合
 - ④ 受託者に対する教育・訓練の実施に関すること
 - ア 教育・訓練の意義と責任について
 - イ 教育・訓練計画の作成について

共同防災規程作成指針の概説

第2章 共同防災組織

- 1 共同防災組織の組織等
 - (1) 共同防災組織の名称
共同防災組織には、災害活動時における指揮運営の必要性から、必ず名称を定めること。
 - (2) 共同防災組織本部の位置
構成事業所の状況に応じて検討する必要がある。当該地域における構成事業所の業態、規模、相互間の走行距離、交通事情、危険物等の分布状況等を勘案して効率的なものとする。
 - (3) 共同防災組織の編成
組織編成は、組織図又は編成表で具体的なものとし、各構成事業所の防災管理者等の氏名、所属、勤務方法、引継交替要領及び防災資機材等の種類、数量、配置場所等を記入するものとする。
 - (4) 各構成事業所の自衛防災組織等との関係
各構成事業所の自衛防災組織及び従来（既存）の共同防災組織との関係は、災害が発生した場合に、有機的な連携が図れるよう組織図等で表し明確にしておく必要がある。
これは、従来の共同防災組織はおおむね5キロメートル程度の範囲を目処としていたが、大容量泡放水砲等を備え付けることができる共同防災組織は一の特別防災区域内に所在する特定事業所全部が対象とされたことによるものである。
 - (5) 共同防災組織の指揮命令
共同防災組織が構成事業所において行う防災活動に対する、指揮命令系統を組織図等で表し明確にしておく必要がある。
- 2 防災資機材等及び共同防災要員等の配置
 - (1) 防災資機材等
防災資機材等（大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等（以下「大容量泡放水砲等」という。）、大容量泡放水砲用泡消火薬剤、可搬式放水銃等、資機材を移動・設置及びホースを展張するために必要な資機材）は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に使用できる場所に保管配備するとともに、配置図等を用いて明確にしておく必要がある。
 - (2) 共同防災要員
共同防災要員にあっても、災害に即応できる者を配置するとともに、配置表や勤務表等を用いて明確にしておく必要がある。
 - (3) 共同防災要員を補助する要員
共同防災要員を補助する要員にあっても、配置表や勤務表等を用いて明確にしておく必要がある。
- 3 共同防災組織の業務の外部委託
共同防災組織の業務の一部を外部委託する場合は、受託者の契約範囲を再確認するとともに、契約範囲の漏れを防止し、受託者の業務を明確にして防災業務の適切な実施を確保する必要がある。
また、複数の受託者や再委託者がいる場合は、受託者の業務並びに再委託の内容についても明確にする必要がある。
消防機関においては、委託の状況を的確に把握し、各構成事業所における防災業務の実施に対して適切な指導を行うためにも、必要事項を記載させる必要がある。
 - (1) 業務委託先の氏名及び住所に関すること
個人、法人及び再委託者が複数いる場合には、別紙等を作成し氏名及び住所等を明確にしておく必要がある。

共同防災規程作成指針

第3章 代表者等の職務

1 代表者等の職務

(1) 代表事業所の防災管理者の職務

- ① 共同防災組織を代表する事業所の防災管理者（以下「代表者」という。）を定めること。
- ② 代表者は、共同防災組織とその活動状況について、定期的に各構成事業所の防災管理者及び共同防災要員から意見を聞き又は視察を行う等により、組織の強化、運営管理について定めること。

(2) 共同防災要員の職務

- ① 大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動を統括する者（以下「統括者」という。）を指定して共同防災要員及び共同防災要員を補助する要員を指揮監督させること。
- ② 代表者等の指揮命令を遵守すると共に構成事業所の自衛防災組織及び従来（既存）の共同防災組織と連携、協力し、災害の発生又は拡大防止活動及びその他必要とする業務に関する職務について定めること。

2 代表者等の代行

代表者及び共同防災要員が、何らかの理由によりその職務を行うことができない場合について、その職務代行者を予め指名するとともに、その者に対する権限委譲規定を定めること。

共同防災規程作成指針の概説

(2) 委託業務内容に関すること

委託業務の内容については、受託者の業務の具体的な内容を明確にするとともに、当該受託者が委託者の指示、指揮命令の下に連携して共同防災組織の業務を実施するよう定めること。
また、受託者の平常時と災害発生時の業務内容及び教育・訓練についても明確に定めること。

第3章 代表者等の職務

1 代表者等の職務

(1) 代表事業所の防災管理者の職務

代表者は、構成事業所における防災活動が円滑に行えるよう、平常時、緊急時ともに連絡調整を図り、定期的に構成事業所の防災管理者等から意見を聞く等して、組織の強化、適切な運営管理に努めなければならない。

(2) 共同防災要員の職務

大容量泡放水砲等を用いて防災活動を行う共同防災要員の中から、統括者を指定する。指定された統括者は、災害が発生した構成事業所に出場し、共同防災要員及び共同防災要員を補助する要員を指揮監督するとともに、当該事業所の防災管理者の指揮のもとで防災活動を行う。

また、共同防災要員の具体的な職務として次の事項を定める必要がある。

- ① 防災資機材を活用した防災活動
- ② 防災資機材等の点検

なお、共同防災要員は、非常時に直ちに有効な消防活動を実施しうる能力を有し、かつ体制であること。そのため、次の要件を満たす必要がある。

- ① 災害の応急措置に関して必要な知識・技能及び体力を有すること。
 - ② 設備等の緊急措置に係る要員でないこと。
 - ③ 構成事業所内の設備の位置、消防設備等の配置、使用方法及び通路の状況に精通していること。
- 自衛防災組織と同様、共同防災要員は、通常業務と兼任することが可能であるが、通常の業務を特別な作業を経ることなく中止することが可能な者とする。

2 代表者等の代行

代表者及び共同防災要員の代行者については、昼夜、休日等ごとに具体的に定め、欠員が生じないようにすること。

- (1) 代表者が事故ある時の代行を、構成事業所の防災管理者又は代表事業所の副防災管理者等から予め指名しておくとともに、権限委譲について定めること。
- (2) 統括者、共同防災要員の代行は、予め指名した共同防災要員とする。
また、共同防災要員を補助する要員を置いている場合には、予め代行者の指名をする必要がある。

共同防災規程作成指針

第4章 防災のための施設、設備、資機材等の整備

- 1 防災のための施設・設備
防災のための施設・設備は、その種類ごとに整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。
- 2 防災資機材等
防災資機材等は、その種類ごとに整備状況を把握し、整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。
- 3 特定防災施設等及び防災資機材等の地震及び津波に対する応急対策等
特定防災施設等及び防災資機材等の地震及び津波に対する応急対策等の充実を図ること。

共同防災規程作成指針の概説

第4章 防災のための施設、設備、資機材等の整備

- 1 防災のための施設・設備
共同防災組織を設置する各特定事業所に設置されている、防災のための施設・設備（防災資機材等を常置しておくための建物、大容量泡放水砲用泡消火薬剤を備蓄しておく容器等及びその施設に備え付けられている通信設備等）の整備状況を把握し、その種類ごとに整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。
- 2 防災資機材等
防災資機材等は、常に適切に点検し維持・管理されていることが必要である。突発的な故障を除き、法に規定されている構造等に関する基準に適合するよう予め種類ごとに整備状況を把握し、耐用年数及び使用状況を考慮した整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。
- 3 特定防災施設等及び防災資機材等の地震及び津波に対する応急対策等
特定防災施設等及び防災資機材等は特定事業所内の火災、漏えい等の拡大防止のために備え付けているものであり、地震や津波が発生した後においても、その機能の維持が求められる。応急対策等における留意事項にあつては、「特定防災施設等及び防災資機材等に係る地震対策及び津波対策の推進について」（平成24年3月30日消防特第63号）を参考とすること。

共同防災規程作成指針

第5章 防災資機材等の点検

1 点検基準

防災資機材等を適正に維持管理するため、防災資機材等の種類ごとに点検基準を定め、これを遵守させること。

- (1) 点検実施責任者及び点検実施者
- (2) 点検項目
- (3) 点検方法
- (4) 点検周期
- (5) 点検結果

2 結果に基づく措置

点検の結果、不備、欠陥を発見したときの連絡体制、応急措置、改善方法及び消防機関への連絡について定めること。

3 記録の保存

点検の結果及び措置の状況を記録し、3年以上保存するよう定めること。

4 防災資機材等の代替措置

防災資機材等の故障、整備等により使用できない場合における代替措置及び消防機関へ連絡すべき事を明確にしておくこと。

共同防災規程作成指針の概説

第5章 防災資機材等の点検

1 点検基準

防災資機材等の種類ごとに点検基準を定めるとともに、点検実施に際しては次に掲げる事項について定める必要がある。

- (1) 代表者を点検実施責任者としその種類ごとに点検実施者を定める。
- (2) 点検の項目及び方法については、防災資機材等の種類ごとに異なることから、その種類ごとに明確な点検基準を定め実施する。
- (3) 点検の方法は、外観、機能及び総合点検とし、次により実施する。
 - ① 外観点検は、外観から判別できる漏洩、腐食劣化、変形、損傷、脱落、異常音等の点検を実施するものとする。
 - ② 機能点検は、防災資機材等について外観から又は簡易な操作により判別できる規格圧力での規格放水量の測定、泡消火薬剤の変質等の点検を実施するものとする。
 - ③ 総合点検は、防災資機材等の全部若しくは一部を使用し、総合的な点検を行う。
また、泡消火薬剤については、薬剤の物性（比重、pH、粘度、流動性、沈降性）及び安定性（発泡倍率、還元時間）等について点検を実施するものとする。
- (4) 点検周期は、外観点検、機能点検、総合点検ごとに周期を定め定期的実施する。
- (5) 点検結果は、○×等の表示を用いるとともに凡例で表示の意味を示し明確に表示する。

2 結果に基づく措置

点検の結果、不備、欠陥を発見した場合、直ちに応急措置を行って機能の維持を図ると共に、速やかに改修並びに消防機関への連絡が行われるよう、事前に定めておく必要がある。

3 記録の保存

点検記録は、防災資機材の履歴、保全等に関する必要事項、法定点検を含みすべて記録し、重要な記録は代表者の検印を受け、3年以上保存するものとする。

4 防災資機材等の代替措置

防災資機材等が故障、整備等により使用できない場合、原則的には代替品を準備する必要がある。ただし、他の事業所等による緊急応援態勢や他の防災資機材等の保有状況を勘案して、防災体制の確保が十分であると客観的に認められる場合はこの限りではない。この場合、隣接共同（広域共同）防災組織への出場依頼等及びこれらのことについて、期間、防災資機材等の種類、台数等を予め消防機関に連絡する必要がある。

共同防災規程作成指針

第6章 異常現象に対する措置

- 1 災害通報の受信
構成事業所での異常現象発生時の受信および連絡部署を明確にすると共に、受信・連絡方法を定めること。
- 2 共同防災組織への出場指示等
次の事項に関して定めること。
 - (1) 構成事業所からの異常現象発生のお知らせを受けたときの出場体制、方法について。
 - (2) 共同防災要員及び共同防災要員を補助する要員（以下「防災要員等」という。）への連絡方法等
 - ① 防災要員等が参集するために必要な事項を定めること。
 - ② 防災要員等へのお出場の指示の担当部署を明確にして、出場の遅滞なく的確にされるよう定めること。
 - ③ 防災要員等への伝達方法を明確にすること。
 - (3) 防災要員等の災害出場等について遵守すべき事項を定めること。
- 3 共同防災組織の活動
石油コンビナート等防災計画で想定される災害種別ごとに、その発生及び拡大防止のための防災活動を定めること。また、防災活動に際し、構成事業所の自衛防災組織及び従来（既存）の共同防災組織との指揮命令系統を明確にしておくこと。
 - (1) 人的被害が発生した場合の対応を定めること。
 - (2) 移動準備、移動、設定、消火活動時の指揮命令系統を明確にすること。
 - (3) 公設消防隊の現場到着時の対応を定めること。
 - (4) 防災資機材等の輸送について定めること。
 - (5) 防災資機材等が事故又は故障した場合の対応を定めること。
- 4 連絡調整等
構成事業所の各自衛防災組織及び従来（既存）の共同防災組織との連絡体制、指揮命令系統の調整及び資料相互提供等について定めること。
- 5 書類等の整備
非常の場合に直ちに活用できるように、次の各号に掲げる書類及び図面の整備並びに保管方法・場所について定めること。
 - (1) 構成事業所の施設の配置図
 - (2) 構成事業所の特定防災施設等の配置図、構造及び機能を明示した書類
 - (3) その他、必要な書類及び図面
 - ① 法及び関係法令で規定された届出、検査等に関する書類が整備されていること。
 - ② 書類・図面管理の責任者及び部署を明確にすること。
 - ③ 各施設地区の配置状況図並びに石油及び高圧ガスの品名、貯蔵・取扱量等概要が把握されていること。

共同防災規程作成指針の概説

第6章 異常現象に対する措置

- 1 災害通報の受信
異常現象の発見に伴う構成事業所からの連絡体制について、受信部署、方法を明確にして、連絡に支障がないよう定める必要がある。
- 2 共同防災組織へのお出場の指示等
共同防災組織へのお出場の指示について、次の事項を定める必要がある。
 - (1) 共同防災組織の構成によっては、防災要員等が分散して就業していることから、災害に即応するため、防災要員等へのお出場の体制の方法を定めておく必要がある。
 - (2) お出場の指示を行う担当部署を定め、お出場の指示の伝達が確実にこなわれお出場の遅滞なくできるような伝達方法、集合方法及び集合場所等を定めておく必要がある。
 - (3) 防災要員等が確実に災害お出場のため次に掲げる事項について定める必要がある。
 - ① 統括者及びその他の防災要員等は、構成事業所の工事状況等防災活動上必要な事項を常に把握しておくこと。
 - ② 機関担当の防災要員等には、防災資機材等の操作に熟達させるとともに、防災資機材等の整備・点検を実施させること。
 - ③ 防災要員等が持ち場を離れる時は、行き先を明確にしておくこと。また、行き先が長距離、長時間に及ぶ等により、お出場に支障が生じる恐れがある場合は、代行者への引継が確実に行われるよう定めること。
 - ④ 引継交替を行う場合は、勤務の引継に際し、各直の防災要員等が対面引継を行うこと。また、必要な引継事項は記録簿を作成し、確実に引継を行うこと。
- 3 共同防災組織の活動
共同防災組織の活動の中で「想定される災害種別ごとに」とあるのは、火災と流出油災害の場合では、共同防災組織の防災活動が異なることは当然であり、各々の区分ごとに防災活動の体制を定めるものとする。
共同防災組織の防災活動については、「石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律等の運用について」（平成18年3月23日消防特第31号）第四に基づく警防計画及び警防活動計画を作成し付属書として添付する必要がある。なお、警防計画等には、導入される大容量泡放水砲等の適合性等について確認できる資料が添付されている必要がある。
 - (1) 人的被害が発生した場合の対応についても定める必要がある。
 - (2) 大容量泡放水砲等を用いた防災活動は、複数の資機材により構成されていること及び防災活動に係わる防災要員等の人数が多くなることから、移動準備、移動、設定、消火活動時の指揮命令系統を明確に定めておく必要がある。
 - (3) 公設消防隊の現場到着時の報告要領及び報告内容について定める必要がある。
 - (4) 防災資機材等の輸送については、移動方法及び2以上の移動経路を明確に定めること。また、新たな道路が整備された場合には移動経路の修正が必要となることから、修正を実施する時期を定め、常に迅速かつ的確な輸送ができるように努める必要がある。
 - (5) 防災資機材等が事故又は故障した場合の代替措置や対応要領を定める必要がある。
- 4 連絡調整等
構成事業所の各自衛防災組織及び従来（既存）の共同防災組織との連絡体制、指揮命令系統の調整及び資料相互提供等について定める必要がある。
- 5 書類等の整備
災害が発生した場合において、被害を最小限に止めるために必要な緊急措置を、迅速かつ的確に実施することができるように、また平素から防災要員等に徹底させておくために、必要な図面等を保管場所に備えておくよう明確に定める必要がある。

共同防災規程作成指針

第7章 防災教育

1 防災教育の実施

教育の実施責任者を定め教育計画を作成し、共同防災要員等に次の教育を行うよう定めること。

- (1) 防災資機材等の内容と取扱方法
- (2) 構成事業所の特定防災施設の内容と取扱方法
- (3) 防災意識の高揚
- (4) 関係法令及び諸規程の周知徹底
- (5) 構成事業所の危険物施設等の位置、構造、設備の状況
- (6) 構成事業所の取扱い危険物等の性質及び性状
- (7) その他必要な事項

2 記録の保存

教育記録を作成し、3年以上保存するよう定めること。

共同防災規程作成指針の概説

第7章 防災教育

1 防災教育の実施

各構成事業所における災害の発生並びに拡大を防止するため、次の事項について教育を行うものとする。

(1) 防災資機材等の内容と取扱方法

- ① 防災資機材等の種類、数量、配置場所、性能
- ② 取扱手順や注意事項等

(2) 特定防災施設等の内容と取扱方法

- ① 大容量泡放水砲用屋外給水施設及び消防車用屋外給水施設の位置、構造、性能
- ② 流出油等防止堤の位置、構造
- ③ 取扱手順や注意事項等

(3) 防災意識の高揚

- ① 公共の安全確保の重要性
- ② 防災保安に対する社会情勢
- ③ 異常現象が事業所に及ぼす影響
- ④ 災害事例を踏まえた教訓
- ⑤ 防災体制、保安管理の強化

(4) 関係法令及び諸規程の周知徹底

- ① 関係法令等のうちの必要事項
- ② 各種法令により作成される関係規程のうち必要事項

(5) 構成事業所の危険物施設等の位置、構造、設備の状況

- ① 危険物施設の位置、構造、設備の概要
- ② 高圧ガス施設の位置、構造、設備の概要
- ③ 上記以外の施設等の位置、構造、設備の概要

(6) 構成事業所の取扱い危険物等の性質及び性状

- ① 構成事業所において製造、貯蔵又は取扱う危険物並びに高圧ガス等の性質の概要
- ② 漏洩、噴出、拡散、火災、爆発、装置等の破損、異常反応等に対する危険性

(7) その他必要な事項には、共同防災組織において必要となる教育について記載するものとする。

2 記録の保存

実施した内容等必要な事項は必ず記録し、3年以上保存するよう定めるものとする。

共同防災規程作成指針

第8章 防災訓練

1 防災訓練の実施

訓練の実施責任者を定めて訓練計画を作成し、共同防災組織が次の訓練を行うよう定めること。

- (1) 特定防災施設、防災資機材等の取扱訓練
- (2) 通報、連絡、参集及び出場訓練
- (3) 上記(1)(2)等を複合した総合訓練
- (4) 公設消防隊、自衛防災組織、従来（既存）の共同防災組織との連携訓練
- (5) その他必要な訓練

2 記録の保存

訓練記録を作成し、3年以上保存するよう定めること。

第9章 雑則

1 違反者に対する措置

共同防災規程に違反したものに対する措置について定めること。

- (1) 違反者に対する具体的な措置が規定されていること。(防災に関する再教育・社内規程に照らした処分等)
 - ① 措置基準を定めていること。
 - ② 違反の程度により措置のランク付けがされていること。

2 表彰

防災業務に対しての功労が認められる者に対しての表彰について定めること。

3 届出

細則の制定、改廃、代表者及び防災要員等の変更については、その都度、届出するよう明記すること。

附則

この共同防災規程は ○○年○○月○○日から施行する。

共同防災規程作成指針の概説

第8章 防災訓練

1 防災訓練の実施

防災訓練は、防災要員等が防災資機材等を活用した訓練を実施すること。

- (1) 特定防災施設、防災資機材等の取扱訓練は、次により実施する。
 - ① ホース延長訓練、大容量泡放水砲等の操法、放水訓練又は泡放射訓練
 - ② 資機材の不調、故障時の措置訓練
- (2) 通報、連絡、参集及び出場訓練は、次により実施する。
 - ① 代表事業所、防災資機材等を常置する事業所への通報訓練
 - ② 防災要員等の参集訓練
 - ③ 通報から出場までの訓練（移動準備作業を含む）
- (3) 上記(1)(2)等を複合した総合訓練を実施すること。
- (4) 公設消防隊や自衛防災組織及び従来（既存）の共同防災組織との連携訓練を実施すること。
- (5) 防災訓練はその一部を省略し、または、総合する等重点的に行っても良いが、部分訓練から順次総合訓練に移行し、習熟を図ることが望ましい。

その他、夜間及び休日における部分訓練又は総合訓練についても訓練実施計画を樹立し行うものとする。

なお、上記の防災訓練は、防災資機材等を常置する事業所の防災要員等だけでなく防災資機材等を常置していない事業所の防災要員等が防災資機材等を常置する事業所へ行って防災資機材等を活用した訓練を実施すること。また、防災資機材等を常置していない事業所に防災資機材等を移動し、その事業所で訓練を行うよう計画すること。

2 記録の保存

実施した内容等必要な事項は必ず記録し、3年以上保存するよう定めるものとする。

第9章 雑則

1 違反者に対する措置

代表者及び防災要員等が共同防災規程に違反した場合は、その程度により罷免、もしくは教育及び訓練を繰り返し実施する等の措置を定めること。

2 表彰

防災要員等に対し、防災資機材等の改善提案又は防災活動に功労が認められた場合は表彰を行い、防災意識の高揚と防災保安の向上を図るよう定めるものとする。

3 届出

細則の制定、改廃、代表者及び防災要員等の変更については、その都度、届出するよう定めること。